

令和7年度

ごみ集積所管理の手引き

郡山市環境部5R推進課

令和7年12月

目 次

はじめに	2
1. ごみ集積所利用時の基本的なルール	2
2. ごみ集積の準備等の流れ	4
3. ごみ集積所にごみが収集されずに残っていた場合	6
4. ルールを守らないごみ出しへの対応について	9
5. ごみの持ち去り行為を見かけたときは	10
6. ごみ集積所以外での不法投棄について	10
7. ごみ集積所の新設・移設・廃止等の手続き	11
8. ごみに関する情報の入手方法	13
9. 郡山市の各種支援制度	15
10. 郡山市のごみ減量に向けた取組み～ごみ減量への一工夫～	18

(はじめに)

ごみ集積所は、家庭から出るごみの排出場所として市内に約6,000か所あり、利用者のみなさまで維持管理されています。

この手引きでは、利用されるみなさまがごみ集積所を適正に利用、管理していくうえでのルールやマナーについて、簡単にまとめたものです。

ごみ集積所を清潔に保ち、快適な生活環境を維持するためには、ごみ集積所を利用される市民のみなさま一人ひとりがルールを守ることが大切ですので、ごみ集積所の適正な管理が行えるように、みなさまのご協力をお願いします。

1

ごみ集積所利用時の基本的なルール

ごみ集積所は、利用者が共同で環境美化に努めることとなっています。以下、利用時の基本的なルールをご案内します。

(1) ごみ集積所の管理

ごみ集積所は利用者が共同で設置し、利用者が共同で環境美化に努めることとなっています。【郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則 第8条】

ごみ集積所の管理者は、ごみ集積所の清潔保持のため、ごみ集積所の管理や分別排出のルール違反など様々な問題に対して、ごみ集積所利用者の皆さんと協力し合い、適正な管理にご協力をお願いします。

(ごみ集積所の基準)

第7条 条例第29条第2項に規定する規則で定めるごみ集積所の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 常に清潔に保たれていること。

(ごみ集積所の管理)

第8条 家庭廃棄物を排出する者及び自己の所有する建物を他人の居住の用に供するため賃貸する者又はその建物の管理を請け負う者は、前条の基準に適合するよう共同して常にごみ集積所の管理に努めなければならない。

(2) 資源とごみの分別

資源とごみの収集カレンダーや「こおりやまごみサク」などで出し方や分け方を確認し、ごみ出しルールを守りましょう。(詳しくは、13ページで紹介しています)

(3) 使用するごみ袋

中身の見える無色透明か半透明の袋を使用してください。指定のごみ袋はありません。

(4) ごみの収集日

ごみの収集日は、地域ごとに決められています。お住まいの地域の収集日は、資源とごみの収集カレンダーや郡山市公式LINE等で確認してください。

(5) ごみ出しが出来る時間帯

ごみ集積所には、午前6時から午前8時まで（ただし駅前の一部地区は午前6時から午前7時まで）の間に、決められた集積所へ出してください。夜間や日中など、時間外に出す行為は、カラス等のいたずらによるごみ散乱や、取り残しのもとになります。

(6) ごみの排出場所

利用出来るごみの排出場所（ごみ集積所）は、お住まいの町内会等ごとに決められています。特に通勤経路上のごみ集積所へのごみ出しなど、決められたごみ集積所以外のごみ集積所に出すこととは、本来の利用者に多大な悪影響を及ぼしますので、絶対にやめましょう。

(7) 環境浄化部専門委員・推進員について

① 位置づけ

自らが住む地域において、皆が健康に暮らすことのできる基盤づくりを目的として活動するボランティア組織です。行政だけではできない地域単位の実情に応じた取り組みを、住民自らの手で実践する重要な役割を担っています。

② 役割

ア) 専門委員の役割

- ・地区の推進員活動を統括する。
- ・関係機関との連絡調整を図り、推進員活動の円滑化を図る。

イ) 推進員の役割

- ・地区内のごみ集積所及び周辺の清潔保持を積極的に推進する。
- ・資源再利用のため資源回収を推進する。
- ・地区住民へ「ごみ減量」に対する啓発を行う。
- ・ポイ捨て及び犬のふんの放置防止の啓発を行う。
- ・ごみの持ち去り及びごみの不法投棄を監視する。

③ 活動内容

地区ごとに自主的な活動を行います。

（活動内容の一例）

ごみ集積所の清掃活動、リサイクルの推進をはじめとしたごみ減量に対する啓発、ポイ捨て・犬のふんの放置防止の啓発、ごみの持ち去り、不法投棄の監視 など

2 ごみ集積の準備等の流れ

地域ごとに差異がある部分がありますので、ここでは一例をお示しします。

(1) 収集日の周知

ごみの収集日は、地域ごとに決められています。5R推進課では、ごみの収集日を記載したうえで、ごみ集積所に掲示可能な看板を配布しています。ぜひご活用ください。

なお、受け取りの際は町内会の代表者または美化委員等に就いている方がお越しくださるようお願いします。



(2) 強風やカラス等によるごみの飛散・散乱防止

野天にごみを出すような集積所では、ネットを活用するなどして鳥獣のいたずら防止や、強風による散乱防止に努めてください。

(3) カラス対策

集積所を利用する方々に守っていただきたい事柄として、主なポイントを3点ご紹介します。

① ごみ出しのマナーを守る

決められた収集日の朝に、決められた時間（午前6時～午前8時まで、一部地域は午前7時まで）に排出してください。

② 生ごみをなるべく出さない

生ごみの水分をよく切って生ごみ自体を減量し、出す場合はごみ袋の中心に寄せてください。出来るだけ外から見えないようにしてください。

③ カラスよけネットで覆う

網目の細かいネットで、ネットの縁におもりを付け、ごみ袋全体を覆ってください。

良い例



悪い例



※カラスよけネットは、各町内会にてご準備ください。

※写真のネットについて、青色は好ましくないということではありません。

(4) 水切り、乾燥、食口ス削減！

ごみは生ごみの水切り、草木の乾燥、食品ロスの削減でも減量が可能です。
ごみの減量の取り組みの指導をお願いします。

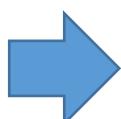


3つのPOINTで100g減量！

Point1：生ごみは水を切って減量

○捨てる前の水切り 18 g 減 ($86.2 \text{ g} \times 20\%$)

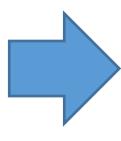
三角コーナーや生ごみネットの水分を絞るだけで約20%の減量が可能です。専用の水切り器でも、ペットボトルを加工したものでも簡単に水切り可能です。



Point2：草木等は乾燥で減量

○天日干しによる乾燥 31 g 減 ($60.2 \text{ g} \times 50\%$)

数日程度、天日で干して乾燥させると約50%の減量が可能です。草木を広げなくとも、袋の口を開けておくだけで乾燥可能です。天気が悪い場合等は、袋の口を下向きにして開けておけば乾燥可能です。



Point3：食品ロス削減で減量

○合言葉は「適量」 52 g 減 ($103 \text{ g} \times 50\%$)

必要な分を必要な分だけ購入して調理することで、食べずに廃棄される食品ロスを減らすことができます。また、普段捨ててしまいがちな野菜の芯や皮などを使った「減るしいレシピ」などを参考に食品ロス50%削減を目指しましょう！



※ R4農林水産省推計 一人一日当たりの食品ロス103 g

3

ごみ集積所にごみが収集されずに残っていた場合

以下の理由が考えられます。

(1) 収集が終わった後にごみ出しがされた（後出し）

次の収集日に出し直してください。

(2) 分別が不徹底

燃やしてよいごみと缶、びんが混在している等が考えられます。この場合は、分別し直した上で次の収集日に出し直してください。

(3) ごみを出す日が誤っている

燃やしてよいごみの日に燃えないごみを出したケース等が考えられます。この場合、正しい収集日に出し直してください。

(4) 集積所に出せないごみ

事前申込みが必要な粗大ごみ、市で回収出来ないテレビ等が出されている場合が該当します。また、事業所から排出されたごみも集積所に出せません。それぞれ決められた方法で処分してください。

(5) 収集漏れ

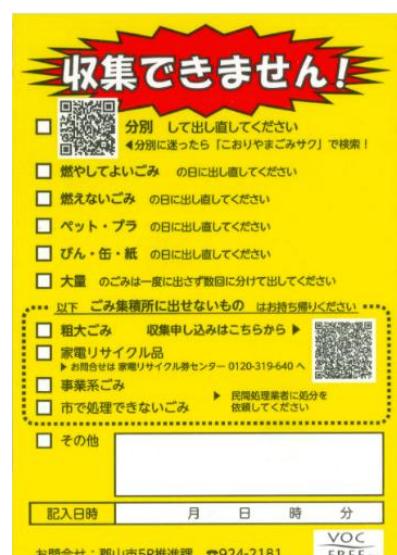
5R推進課へご連絡ください。

(6) 黄色いステッカーが貼られてはいませんか？

ごみ集積所に残っているごみに黄色いステッカーが貼ってある場合は、次ページの【例1】～【例3】の理由が考えられます。

この場合、一定期間（約2～3週間）、集積所にそのごみを残置し、排出者へ警告します。

ステッカーが貼られていない場合は、5R推進課へご連絡ください。いずれの理由に該当するか確認後、排出者へのステッカーによる警告や収集等の対応をします。



【例1】分別の不徹底

可燃ごみにアルミ缶、プラスチック製容器包装のごみが混入している



【例2】ごみ出し日の誤り

可燃ごみ収集日に排出されたペットボトル、缶等



【例3】集積所出せないものが排出されている

事前に申込みが必要な粗大ごみが出されている



【参考】管理状況の良い集積所、良くない集積所の例

適切に排出されているごみ集積所



収集前



収集後

たくさんのごみが排出されますが、上の写真の通り、きれいに管理されています。

不適切な排出がなされている集積所



収集前



収集後

家電リサイクル法により、市町村では回収しないテレビが排出されているほか、可燃・資源の混在ごみ等、ごみ収集車が収集できないごみがたくさん残っています。

収集後もまるで収集前のような状態です。

4

ルールを守らないごみ出しへの対応について

(1) ごみ集積所の立会指導

ごみ出しルール徹底のため、市職員を派遣し、町内会の皆さんと一緒にごみ集積所の立会指導を行います。ごみ出しルールの違反でお困りの場合は5R推進課へご相談ください。



(2) パトロールの強化

市職員や民間へ業務委託しているパトロールにおいて、「重点パトロール地区」として、定期パトロールを実施します。



(3) 監視カメラの設置

一定期間、ごみ集積所に監視カメラを設置し、行為者を特定し指導します。
監視カメラを貸出しますので、町内会等で設置してください。



5 ごみの持ち去り行為を見かけたときは

日時や行為者の特徴（性別・年代等）や乗っていた車の車種やナンバーをお知らせください。なお、トラブル防止のためにも、無理に行行為者へ話しかける必要はありません。



6 ごみ集積所以外での不法投棄について

(1) 不法投棄を見かけたら

まず 5 R 推進課へご連絡ください。町内会の判断で回収し、市に処分を依頼されても、市では処理できません。

(2) 行為者（投棄者等）が特定できた場合

警察等と連携して、行為者（投棄者等）に原状回復をさせます。

(3) 行為者（投棄者等）が特定できない場合

土地等の所有者等が不法投棄物の処理責任を負います。

(4) 生活環境上問題が生じる場合（腐敗、火災発生の恐れ等）

郡山市において代執行により処理する場合もあります。



7 ごみ集積所の新設・移設・廃止等の手続き

(1) 事前相談

ごみ集積所を新設したり既存のものを移設したりしたい場合は、そのごみ集積所を設置・維持管理する町内会等が5R推進課へ「ごみ集積所届」により届け出る必要があります。

ごみ集積所の場所や形状によっては新設や移設が認められない場合がありますので、場所の選定や「ごみ集積所届」を提出する前には、必ず5R推進課へご相談ください。

なお、ご相談いただく際は事前にお電話にて相談の予約をしてください。

(2) 場所の選定

場所の選定に当たっては、次の点をご検討ください。

① 収集車の運行に適している場所であること

② 交通の支障にならない場所であること

狭隘な道路、信号や交差点、横断歩道の直近など、道路交通等に抵触する場所に隣接する場所には設置できません。

<具体例>

ア) 交差点とその端から5メートル以内の場所。ただし、車両の進行方向に対して前方に交差点がある場合は、10メートル以内の場所

イ) 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所。ただし、車両の進行方向に対して前方に横断歩道等がある場合は、10メートル以内の場所

ウ) 道路の曲がり角から5メートル以内の場所。ただし、ただし、車両の進行方向に対して前方に曲がり角がある場合は、10メートル以内の場所

エ) 行き止まりの場所

③ 関係住民の同意を得た場所であること

④ 利用者がおおむね20世帯から30世帯であること

※道路（歩道・側溝を含む）に構造物（ボックス型等）は設置できません。

【郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則】

（ごみ集積所の基準）

第7条 条例第29条第2項に規定する規則で定めるごみ集積所の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の収集業務又は周辺交通の支障とならないこと。
- (2) 排出される家庭廃棄物を収容するに十分な面積及び容量を有すること。
- (3) 継続的に設置されるものであること。

- (4) ごみ集積所の設置は、おおむね 20 世帯から 30 世帯ごとに 1 か所とすること。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ア 集合住宅用として設置するもので、周辺にごみ集積所がない場合
 - イ 市街地の形状、道路状況等からこれによりがたい場合
 - ウ 要援護者（自ら家庭廃棄物を排出することが困難であり、かつ、親族その他の者からの協力を得ることができない高齢者等をいう。）の居住する建物に設置する場合
- (5) 常に清潔に保たれていること。
- 2 前項第 4 号ただし書に該当する場合のごみ集積所の基準は、市長が別に定める。
(令 7 規則 35・一部改正)

(3) 新設・移設の届け出（事前相談完了後）

① 届出

使用開始予定日の 2 週間前までに、5 R 推進課窓口にてお手続きください。

② 通知

届出があった後、現地確認のうえ新設、移設の諾否を届出人に通知します。この通知があるまでは、既存の集積所をご利用ください。

(4) 廃止の届け出

集積所を廃止する場合は、廃止日が決定した時点で速やかに 5 R 推進課に届け出てください。

(5) 管理者変更の届け出

集積所の管理者が変更になる場合も、速やかに 5 R 推進課に届け出てください。

なお、管理者が不明の集積所については、収集を停止することができます。

(1) ごみと資源の分別方法や収集日について

① 郡山市ウェブサイト

市ウェブサイトからパンフレット「保存版 家庭ごみの分け方と出し方」をダウンロードして閲覧できます。

「資源とごみの収集カレンダー」では、どのように分別すれば良いかわからない時にご利用ください。

分別方法が五十音順の索引となっていて、辞書のように使用することができます。



② こおりやまごみサク



ごみと資源物の分け方・出し方については
ごみ分別辞典サイト「こおりやまごみサク」
をご利用ください。



インターネットで「こおりやまごみサク」と検索してください。

分別がわからない品名を「ごみサク」の検索欄に入力すると、パンフレット「家庭ごみの分け方と出し方」と同様の分別方法等が表示されます。

無料で利用できますので、分別に迷った際はぜひご利用ください。



③ 資源物回収スポットマップ

古紙等資源物のリサイクルには、①資源物として集積所に出す、②町内会等で実施する資源回収時に出す、③スーパー・マーケットや街なかにある資源物回収スポットに出す方法があります。資源物回収スポットマップでは、古紙等資源物の回収を行っているところを調べることができますので、ご利用ください。



郡山市地理情報システムで位置がわかる！

スーパーなどの店頭回収も掲載！

The screenshot shows a map of Koriyama City with various green circular icons indicating recyclable collection points. A legend on the left identifies these icons: 紙 (Paper), アルミ (Aluminum), プラ (Plastic), スチール (Steel), and PET. Below the map is a photograph of five teal-colored recycling bins lined up on a sidewalk, each with a sign indicating they accept paper, aluminum, plastic, steel, and PET.

羽毛布団、古紙、缶、びん、ペットボトルなど
様々な資源物の回収場所を掲載中！
詳細はウェブページをご覧ください



掲載事業所も募集中です！

読み終えたチラシは資源としてリサイクルしてください。

9 郡山市の各種支援制度

郡山市ではごみの減量に向け、様々な支援制度を設けています。ぜひご利用ください。

(1) 出前講座の開催

ごみに関する講座としては、「ごみの分け方と出し方」、「事業系ごみについて」、「郡山市のごみのおはなし」の3つのメニューがあります。10名程度集まつていただければ、市内であればどこでも出張いたします。

受講を希望される場合は、申し込む前に5R推進課へお問合せください。日程等の調整をいたします。



(2) 電動式生ごみ処理機購入費の補助

市内に住所を有し、かつ居住している方を対象として、家庭から出る生ごみの減量促進と地域振興のため、電動式生ごみ処理機の購入者に對して、購入費の一部を助成します。

① 補助率・補助金の額

- 購入費（消費税を除いた処理機の本体価格）の2分の1
(ただし、1円未満は切捨て。)
- クーポン券やポイント等を充当した場合、
実際の支払額が交付対象額となります。
- 補助上限額 25,000 円



② 補助金交付までの手続き

ア) 電動式生ごみ処理機を購入する

市内の販売店舗から処理機を購入することが条件です。市外の販売店舗や通信販売、ネットオークションで購入した場合は対象外となります。

イ) 交付申請をする

郡山市オンライン申請サービスまたは、5R推進課窓口にて申請ください。

なお、電動式生ごみ処理機の購入年度と、交付申請を行う年度は同一である必要があります。
年度末は特にご注意ください。

【必要書類】

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 市税等納入状況照会同意書（第2号様式）
- 領収書の写し
- 保証書の写し

ウ) その他の条件

市税等の滞納が無く、電動式生ごみ処理機の使用状況についてのアンケートに協力いただける方が交付対象です。

(3) 生ごみ処理容器の無償貸与

生ごみ処理に活用できるコンポスト、ボカシ容器の貸与を行っています。

① コンポスト容器

生ごみや草などを自然に堆肥化する容器で、自然堆肥化容器とも呼ばれています。上部に蓋があり、底部がなく、生ごみ等の水分が地中に浸透し、悪臭・害虫を外部に漏らさない構造です。

大小2種類を貸与しています。

◎コンポスト（大）

190L型 直径・高さ：70cm

◎コンポスト（小）

130L型 直径・高さ：60cm



② ボカシ容器

ボカシと呼ばれる有用な微生物群を使って、生ごみを発酵させ堆肥化する容器で、密封発酵容器とも呼ばれ、上部に密封式の蓋があり、密封したときには容器内に空気が混入しない構造になっています。

◎ボカシ密閉容器：20L型

直径：34cm、高さ：38cm



③ 貸与の条件等

市内に住所を有し、かつ居住している方が対象です。貸与できる数は、コンポストは大か 小いずれか1組、ボカシ1組（2個）となります。

貸与期間は2年間ですが、その後無償でお譲りします。

④ 申込方法

5R推進課または行政センターに備え付けの申請書によりお申込みください。

なお、行政センターでお申込みの場合は、当日中の受取りが出来ません。後日、行政センターに引取りのため来庁いただく必要がありますので、ご注意ください。



(4) 集団資源回収報奨金

町内会、子ども会等地域の団体が資源物の集団資源回収を行うと、1kgにつき5円の報奨金が市から交付されます。報奨金の交付までの手続は、次のとおりです。

① 実施団体の登録を行う

インターネットまたは5R推進課及び行政センター窓口にて、団体名、代表者の氏名及び住所、振込口座の登録が必要です。(登録の申請書は、市ウェブサイトに掲載している様式をダウンロードするか、5R推進課及び各行政センターに備え付けてあります。)

なお、登録済みで内容に変更のない場合は、必要ありません。

② 集団資源回収を実施する

回収対象となる資源物は、古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、菓子箱などの雑がみ)、鉄類(スチール缶等)、非鉄類(アルミ缶等)、布、びん(酒、ジュース、しょうゆの瓶等)です。

※あらかじめ回収資源物を引き取る業者を決めてください。また、業者によっては引き取る資源物が限定されていることがありますので、事前に打合せをしてください。

③ 報奨金交付申請書を提出する

資源回収業者に引き取ってもらった資源物の「種類」「重さ」「金額」が記入された「資源回収集荷取引伝票」の添付が必要です。忘れずに資源物回収業者から伝票を受け取り、インターネットまたは5R推進課及び行政センターの窓口に提出してください。

④ 報奨金を交付します

1か月分ごとに口座へ入金します。交付までに2か月ほどかかることがあります。



(1) みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」

郡山市では、2024年11月に改定した郡山市一般廃棄物処理基本計画において「2016年度比で2027年度までにごみ排出量を20%削減する」という目標を掲げています。

今回、この目標の達成に向け、市民・事業者・行政が一丸となった行動へとつなげていくため、みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」のスローガンのもと、ごみの減量に向けた具体的な施策を実施しています。



【問合せ先】 郡山市5R推進課
電 話:024-924-2181
FAX:024-935-6790
E-mail:5rsuisin@city.koriyama.lg.jp